

卿内侍・姉小路濟子の文学活動

——室町時代末期の後宮女官と文学——

小 山 順 子

はじめに

日本文学史および和歌文学史において、南北朝から江戸時代初期は、女性作家の活動がきわめて乏しい時代である。たとえば、後藤祥子他『はじめて学ぶ日本文学史【古典編】』（ミネルヴァ書房、二〇〇三年）第3章「中世の女性文学」（担当執筆・岩佐美代子）には、「当代、「女性文学」としてとりあげられるものは、鎌倉から南北朝初期、一七〇年程の間の作品にすぎない。それ以後は（略）これぞ女性ならではの文学、と言えるような作品は影をひそめてしまうのである」と指摘される。市古夏生・菅聡子編『日本文学大事典』（日本図書センター、二〇〇六年）「日本女性文学年表」においても、室町時代末期から江戸時代初期にかけて挙げられるのは、演能・歌舞伎踊りなど芸能の分野がほとんどとなる。上代より連綿と続いてきた宮廷女性による文学活動は、室町時代後半から江戸時代初期ま

で、途絶してしまったかのように見える。井上宗雄¹⁾が「旧勢力の衰退とさらに女性の地位低下という社会的現象とが女流文芸を豊かに実らせなかったのである」と指摘するように、その背景および理由には、宮廷勢力の低下と、中世後期に婿入り婚へと結婚形態が変化したことによる女性の地位低下があった。

特に和歌における女性歌人の史的展開について、長澤美津『女人和歌大系 第四巻』（風間書房、一九七二年）第三篇「女性歌の断層」序説は、以下のように述べている。

勅撰和歌集があとを絶つたことは、和歌が大きな転換期にはいったのを示すものである。和歌を区分するとき、ここで一線を引くことが出来る。

一線を引くのに種々の見方があるが、著しいあらわれの一つに、女性歌が断層をみせていることがあげられる。勅撰和歌集が打ち止めになったのは内容的に異質への転換を意味するが、女性歌の断層はもつと現実的な変化として扱っていいであろう。

長澤が作成した年表にも、『嘉喜門院御集』（一三七七年以後成立、嘉喜門院は南朝・後村上天皇女御）から京極伊知子『涙草』（二六五〇年成立、京極伊知子は若狭国小浜藩主・京極忠高女）までの間、女性による和歌作品は挙げられていない。²⁾

筆者も前稿³⁾において、室町時代後期に女性歌人の活動が見られなくなり、さらには詠草が残されなくなる理由として、勅撰和歌集撰集事業が絶えたことが背景にあると指摘した。長澤の指摘に付言すると、詳細に見れば、女性和歌の断層が明瞭に表れるのは、最後の勅撰和歌集『新統古今和歌集』が編まれた永享十一年（一四三九）より一世紀後

の十六世紀前半のことだ。前掲『日本女性文学大事典』「日本女性文学年表」では、『新統古今和歌集』撰集以後も、文明期までは和歌に関する事項が挙げられている。しかし永正十七年（一五二〇）の項に「三条西実隆、千葉介守胤妻などしばしば武士の妻の歌を合点」とあるのを最後に、女性と和歌の関わりを示す事項は、一六〇〇年代後半まで挙げられていない。

つまり、最後の勅撰和歌集『新統古今集』成立の後も、後柏原天皇御世の前半までは女性歌人による詠歌活動が見いだせるのだ。文明十五年（一四八三）に足利義尚による撰集『撰藻鈔』が企画され、この時には女性歌人による詠草も蒐集された。また『撰藻鈔』が企画された文明当時は、月次禁裏和歌・着到和歌・歌合といった、禁裏で催された和歌行事に、女性歌人が出詠していた。前稿において論じたところだが、女性歌人退潮の時代にあつて、後土御門天皇時代は女性歌人の活動が比較的盛んな時代だった。

しかし、後土御門天皇の息子・後柏原天皇の時代になると、女性歌人の退潮は著しくなる。一五一〇年を最後に、禁裏月次和歌に女性歌人が出詠することは中断し、再開するのは一七三三年に至つてからだ。その間、約二〇〇年の後宮女性たちの和歌事蹟はほとんど残されていない。

後土御門天皇時代は、足利義尚が『撰藻鈔』を企画したことに表れているように、また勅撰和歌集撰集への期待・希望が残っていた時期だった。しかし後柏原天皇時代になると、勅撰和歌集編纂の歴史が絶えたという意識が生じる。長澤が指摘した、勅撰和歌集終焉による女性和歌の断絶は、この時期に至つて明確に生じたのである。

但し、後柏原天皇時代またはそれ以後の、女性歌人による詠草・家集は、二種伝わっている。

一つは、神宮文庫蔵『添削和歌集』所収「二葉軒宋世女自筆詠草／三十首」である。二葉軒宋世すなわち飛鳥井雅康の生没年は一四三六〜一五〇九年で、宋世女の夫・万里小路春房は一四四九〜一五〇九年である。春房とおおよそ

同世代であるとする、宋世女は後土御門天皇御世（在位一四六四～一五〇〇年）から後柏原天皇御世（在位一五〇〇～一五二六年）にかけて活動した人物であると推定される。「宋世女三十首」の詳細は不明だが、井上宗雄⁶は、三条西公条の批点・評語が付されていることから、永正末または大永以降の成立かと推定している。父・飛鳥井雅康は、兄の飛鳥井雅親の猶子となつて飛鳥井家を継いだが、後に、雅親の嫡男・雅俊を猶子に迎え、雅俊に家督を譲つた。二条家が断絶した後、宮廷の歌道家は飛鳥井家と冷泉家だった。宋世女は、歌道家の女性として詠草を残しているのである。

もう一つは、『私家集大成』『新編私家集大成』にも収載される『キヤウ内侍集』である。「キヤウ内侍」すなわち卿内侍とは、後柏原天皇時代に内侍を、後奈良天皇時代に勾当内侍をつとめた姉小路基綱女・濟子のことだ。一四八三年生まれで一五四三年に没しており、宋世女よりおよそ一世代若い世代の歌人である。

宋世女は、後宮に出仕はしておらず、当時の禁裏における和歌行事への参加も確認できない。一方の卿内侍は、後柏原天皇禁裏において、内侍という地位にあつた人物だ。『和歌文学大辞典』（古典ライブラリー、二〇一四年）で立項されている室町時代の女性歌人は数少ないが、為定女・春芳院（下冷泉持為女）とともに、卿内侍も立項されている。二〇〇七年に刊行された『室町和歌への招待』（笠間書院、林達也・廣木一人・鈴木健一著）に取り上げられる女性歌人は、卿内侍だけだ。

宮廷から離れた場所で詠歌活動を行っていた宋世女については、別稿において検討する。小稿では、女性歌人が禁裏の和歌行事に参加することが無くなった時代の宮廷において、ただ独り歌人として名を残す卿内侍について、その歌人としての事蹟を確認し、当時の後宮女官の文学活動について考えたい。

一、歌人としての事蹟

まず、前掲『和歌文学大辞典』「卿内侍」項目（執筆担当・宮川葉子）を掲出する。

姉小路基綱女済子。文明一五（1483）年～天文二二（1553）年、六一歳。文亀元（1501）年六月、内々に参入し勸修寺藤子（後柏原院后妃・後奈良院生母）の局に寄宿し、同年一〇月に後柏原院に新参し新内侍と呼ばれた。時に一九歳。永正五（1508）年、三条西実隆の言上で、内侍の祖、師綱と師平が宮内卿であったのをもって、宮内卿内侍、略して卿内侍と呼ばれるようになる。（中略）大永七（1527）年九月後奈良院の勾当内侍に就任。天文一二年正月、病による辞任にあたり多年の功労が賞され典侍に任ぜられ新典侍と号した。室町後期の数少ない女流歌人で、『卿内侍集』はその家集の可能性がある。

『和歌文学大辞典』には、後土御門天皇期の代表的な女性歌人だった旧院上臈・三条冬子や勾当内侍・四辻春子、さらには日野富子も立項されていない。そうした中で、室町時代後～末期の女性歌人として卿内侍が立項されているのは、『卿内侍集』という家集の存在が理由として大きいと推測される。

『卿内侍集』は、陽明文庫に写本で孤本が伝わる歌集である。濱口博章・井上宗雄の報告・検討を経て、私家集大成に収められた。私家集大成の『卿内侍集』解題を掲出する。傍線は引用者による。

『私家集大成 七巻』 4 「キヤウ内侍」解題（担当執筆・濱口博章・名和修）

本集の伝本は陽明文庫蔵（二四三・一八）の一本が知られているに過ぎない。底本の陽明文庫本は二六・三 cm ×一九・六 cm の袋綴。表紙、本文用紙ともに同質の楮紙。墨付七丁、一面一二行、題詞を頭部に、歌はその下に二行書き。室町後期の書写。外題を「キヤウ内侍ノ歌歟」とし、（中略）巻首の部分を書くに、現存する歌は七〇首であるが、ほぼ完全な形を保つのは三〇首ほどに過ぎない。部立もなされていないので、備忘録程度のものであろうか。

キヤウ内侍は卿内侍（済子）で、父は姉小路基綱、文明一五年（一四八三）生。（下略）

表紙に「キヤウ内侍ノ歌歟」と記されていることから、卿内侍の家集であると推測され『卿内侍集』と呼ばれてきた家集である。ただしこの歌集が卿内侍の家集であるかどうかは、疑問が残る。『和歌文学大辞典』『卿内侍集』（項目執筆担当・宮川葉子）は、「姉小路基綱女、卿内侍済子の家集か」と断定は避けているが、「このような形（引用者注・備忘録または草稿的な整わない形式を指す）でしか家集が残らなかったのが室町期の女流歌人の実態であり、そこにこそこの集の貴重さがあるといえる」とも述べている。

筆者は前稿で、所収10番歌が『後土御門天皇詠草』65番歌と完全に一致することから、卿内侍の家集とは見なしがたいことを指摘した。『卿内侍集』が卿内侍・姉小路済子の家集でないとするれば、次に、では姉小路済子の和歌は他にどのような形で残されているのか、という問題が浮上する。

先述したように、後柏原天皇期の初期、永正七年（一五一〇）を最後に、月次和歌に女性歌人が出詠することは中断する。その後、近世中期になるまで女性歌人の出詠は復活しない。月次和歌だけでなく、着到和歌、禁裏での歌合や歌会に女性に参加することも、作品・史料・記録の上から消えてしまう。月次和歌にかりうじて女性歌人が出詠し

ていた折も、出詠したのは上臈・大炊御門信量女と民部卿典侍・四辻春子または大納言典侍・広橋守子の三名であり、姉小路濟子は出詠していない（但し、「女」としか記されず、誰であるか不明の時もある）。上臈とは、摂関家からの入内および立后が無くなった当時の後宮にあつて、天皇の妻として最も地位の高い女性である。一方の大納言典侍は、実務を担う後宮女官のトップに位置する。後土御門天皇時代は、上臈ではなく、先代・後花園天皇の上臈であつた旧院上臈・三条冬子、大納言典侍ではなく勾当内侍・四辻春子が出詠していた。これは、三条冬子が「寛正百首」に出詠した経験を持ち、当代を代表する女性歌人として評価を得ていたこと、四辻春子も特に詠歌の才を認められていた人物だったからだと前稿に指摘した。しかし次の後柏原天皇時代になると、四辻春子が文龜四年（一五〇四）一月に没するまで、前代から引き続き女性歌人の代表として出詠していたとはいへ、その後は、天皇の妻として最も高位の上臈と、女性実務官僚として最高位の大納言典侍の二人が禁裏月次和歌に出詠する形が定まっている。歌才よりもその地位や立場によつて禁裏月次和歌への出詠歌人が決められ、固定化したのだと考えられる。

濟子が出仕したのは文龜元年（一五〇一）十月だった。禁裏月次和歌に女性歌人が最後に出詠したのは永正七年（一五二〇）であるが、まだ年若く出仕期間の短い濟子が禁裏月次和歌に出詠することはできなかったのだ。月次和歌だけでなく、歌会・歌合・着到和歌でも女性歌人の詠進は管見に入らない（後柏原天皇宸翰」と称される着到和歌懐紙に女性歌人が出詠しているが、これは後柏原天皇の即位前、文明十七年（一四八五）九月九日起日の着到和歌である）。濟子が勾当内侍となつたのは次の後奈良天皇時代であり、後宮女官として重きを占めるようになった頃、すでに宮廷和歌には女性歌人の——少なくとも表立つての——詠歌活動は絶えていたのだつた。

では、公的な場における詠歌は残されていないとしても、私的な贈答歌であれば他の歌人の家集に残されているだろうか。三条西実隆の日記詠草『再昌草』の享祿二年（一五二九）十二月二十二日条（602番歌の次）に、「内裏の御

すゝはらひ、典侍掌侍さしあひの事ありて、頭中将まいりて御膳などまいらせし、その日、事のつゝめでたはぶれに、勾当内侍に申侍し 私、贈答歌略^レ之」という詞書が見える。享祿二年当時の勾当内侍は濟子だから、この時に実隆と贈答歌を交わしたことが知られる。しかし、「私、贈答歌略^レ之」とあり、交わされた和歌は記されていない。

当時、女性が公的な場において詠歌することが絶えていたとはいへ、和歌が女性にとつて重要な教養の一であったことに変わりはなかった。戦国武将の妻や子女も和歌をたしなみ、和歌の地位的・階層的拡大傾向があったのは、男性の和歌と同様である。このことを顧みれば、後宮女官も当時の公家と同じく、教養および交際の具として和歌を詠める必要があったと考えられる。途絶したように見えたとしても、江戸時代に入ってから女性文学および女性歌人が再登場することができたのは、公的な場での詠歌活動ができず、作品・資料が残されずとも、女性が教養として和歌を学ぶことそれ自体は根強く続いていたからである。

前述したように実隆と贈答歌を交わしていることから、濟子が和歌を詠めたのは確かだ。しかし、歌人としての卿内侍・姉小路濟子を考えるに当たっては、『卿内侍集』が彼女の詠草・家集であると見なしがたく、また当時の禁裏において女性歌人が出詠する機会が無く、さらに同時代歌人の家集にも贈答歌を見いだすことができず、彼女の詠歌を見つけることができないというのが現状である。

繰り返すが、彼女が歌人として『和歌文学大辞典』に立項されているのは、『卿内侍集』と呼ばれる歌集が彼女の家集であると思なされてきたからだと推測される。しかしその作者認定の根拠は、表紙に「キヤウ内侍の歌歟」と記されているという、ただ一点のみである。では、逆に言えば、なぜ作者不明の歌集が卿内侍のものであると推測され、表紙にそのように書き付けられたのだろうか。それは、姉小路濟子が、後柏原天皇から後奈良天皇時代の代表的な女性知識人であると思なされてきたからだだった。

二、濟子の勾当内侍就任

まず、濟子が務めた勾当内侍が、当時の後宮においてどのような職務・立場にあったのかを確認しておく。

勾当内侍は、内侍の第一である。内裏の長階（長橋）の局に居住するため、「長階（長橋）局」と通称された。後宮の女官の中では天皇の秘書官的な存在であり、口向（朝廷の経理・総務業務を掌る）の総取締を担った。後宮の渉外というべき役割であり、天皇家全体の行事など公的な部分を統括した。経理出納も勾当内侍が担い、人事などにも相当の発言権を持っていた。松蘭齋は勾当内侍について、十二世紀の成立期には内侍の中の先任・チーフ的な役割であったが、内裏そのものの運営に欠かせない存在とは言えなかったこと、それが中世後期になると、朝廷そのものが政治的・経済的に縮小するのと相対的に勾当内侍の職務権限が拡大し、地位が上昇したと述べている。

濟子は大永七年（一五二七）九月に勾当内侍に就任したが、姉小路家出身の濟子が勾当内侍になったのは、『お湯殿の上日記』大永七年九月十三日条に「けふきやうないし殿にこうたうしよくの事おほせいださるゝ。あねがこうぢいゑにれいなき事ながら」と記されるように、まったく異例のことだった。当時は後宮女官の官職も家職として代々相続されるものであり、勾当内侍は高倉家もしくは東坊城家の女性から選ばれるのが通例だった。濟子が勾当内侍に就任した事情については奥野高廣も注目しており、さらに吉野芳恵が詳しく論じている。

前任の勾当内侍・高倉継子が大永七年九月六日に亡くなった後、後任の決定にあたっては新内侍・下冷泉茂子（下冷泉為孝女、高倉家猶子）と濟子の二人のうちどちらにするか、意見が分かれた。この事情については、鷺尾隆康の日記『二水記』大永七年九月十三日条に詳しい。

今日卿内侍可_レ為_レ勾当内侍之由勅定云々。仍則被_レ移_レ長橋了。御会了於_レ局有_レ杯酌、各傾_レ数杯了。

今度長橋局事有_レ種々儀。高倉少納言言上之趣、近御代者、坊城与_レ高倉_二兩家及_二七代_一、「一紙注留_レ奥」、不_レ相

交他人、為_レ勾当内侍之条。今度以_レ新内侍_二可_レ為_レ其分_一之由有_レ勅許者、可_レ畏存_レ之由申入了。勅答之旨、

近代之儀兩家事無_レ紛者也。雖然禁秘御抄云、以上首_二可_レ為_レ勾当_一云々、中古此定也。仍今度卿内侍為_レ上首_一

之上、年齡聊若_レ年也。於新内侍彼是先可_レ致_レ堪忍_レ之由仰也。此兩端以_レ何可_レ為_レ善哉。勅答之旨、逍遙院所存此分歟。

近代連綿例似_レ無_レ其詮、如何々々。後人尚可_レ決矣。

勾当内侍兩家経歴之事、東坊城注進之一紙写_レ之。

〔二水記〕

高倉少納言・高倉範久は、近代では七代にわたつて坊城・高倉兩家から勾当内侍を輩出してきたこと、他家から勾当内侍を出すのではなく、高倉家猶子の新内侍・茂子を就けるべきだと奏上し主張した。しかし後奈良天皇の返答は、確かに近代ではそのようであるのに間違いないが、『禁秘抄』では「上首」の者を勾当内侍とすべきだとある、それが中古に決められたことであり、済子が目上で茂子は若年であることから、今回は済子を勾当内侍に決めることを飲み込んでくれというものだった。隆康は、後奈良天皇の返答は実隆と意を同じくするのだろうかと推測している。隆康は、「近代連綿の例」を無視した決定に納得していないが、いずれにせよ済子が勾当内侍に就任した。

なお後奈良天皇が依拠した順徳院『禁秘抄』の「掌侍」項には、「此内以_レ一内侍_二為_レ勾当_一。随_レ補日_二為_レ一二也_一」とある。済子は文亀元年（一五〇一）六月十七日に内裏に入り『実隆公記』同日条）、同年十月に内侍になった。茂子が参仕したのは大永五年（一五二五）十月だから、先に補任された済子を勾当にしたという理屈である。年齢について付言すると、茂子の生年は不明だが、実父・為孝が一四七五年生まれであること、済子が参仕したのが十九歳の

時であったことから推測して、茂子の参仕から二年後の大永七年当時、まだ二十歳前後だったと考えられる。参仕して二十六年目、すでに四十五歳の濟子が適任だと判断されたのは、家門よりもその実績・年齢からだった。

濟子が慣例を破って勾当内侍となったのは、隆康が推測したように実隆の推挙もあつたのだろう。『実隆公記』大永七年九月六日条には、高倉継子の逝去を悼む文言の後、「範久朝臣来帥方、勾当新補事申之。可彈指々々々」とある。高倉範久が「勾当新補」について申し入れた事とは、茂子を勾当内侍にすべしという主旨だったと考えられるが、それに対して実隆は非難の意を表している。さらに十三日に濟子の勾当内侍就任が決定した折には、「今夜勾当「卿内侍」移長橋局云々、珍重、可然之事也。清□絶代之事也。数刻対月、述一詠了」と、満足した心情を述べている。こうした点からも、実隆が濟子を推す側であつたことは確かだ。

次節に述べるように、実隆は濟子が年若い頃から、その能力や才覚を評価していた。『実隆公記』明応七年（二四九八）二月十七日条には「和泉式部日記一冊雖秘藏遣姉小路息女了」とあり、秘藏の『和泉式部日記』を濟子に贈っていることにも、濟子に掛ける期待や親愛の大きさが表れている。また、『実隆公記』永正五年三月十七日条によると、水無瀬具子が掌侍として新参したことにあたり、それまで新内侍と呼ばれていた濟子の呼称を、祖先の師綱と師平が宮内卿であつたことから「卿内侍」としてどうかと言上したのは実隆だった。父・基綱との親交ゆえのみならず、実隆が濟子に目を掛け期待を寄せていたことが窺われる。ちなみに濟子は、文龜元年（一五〇一）六月十七日から、同年十月に内侍として出仕するまで、勸修寺藤子（後柏原天皇新大納言典侍、知仁親王（後の後奈良天皇）の母）の局に預けられていた。これも、勸修寺藤子の姉が実隆正室であつた縁からだったのかもしれない。

なお代々の勾当内侍を輩出してきたもう一方の家、東坊城家についても付言すると、東坊城家からも勾当内侍を出したいという意思はあつたらしい。後柏原天皇期に最も長く勾当内侍を勤めたのは、高倉継子の前任者の東坊城松子

だった。松子は明応十年（一五〇二）年二月に勾当内侍となり、大永三年（一五二三）二月に八十二歳で辞すまでその任にあった。文亀元年九月に、松子は、甥である東坊城和長に向かつて、その息女・阿茶（松子の姪孫にあたる）の内侍出仕を急がせるよう言ったことが、『和長卿記』文亀元年九月二十日条に見える。

この件については、松菌齋¹³が詳しく検討している。松子が和子の出仕を急がせたのは、済子が翌月に出仕することから、和子が済子の下輩となることを厭い、和子を少しでも先に参仕させたかったからだ。結果、十月十日に二人は同時に仕出している。松菌はこの松子の言動について、「勾当内侍就任早々の松子がすぐに後継のことを考えて行動を始めている」「すでに松子は六〇歳に達しており、早めの後継者を確保しておこうと考えたのである」と指摘する。さらに、和子が当時十五歳であったにもかかわらず、衣装の色の故実を理由に年齢を一つ上げて参仕したのは「姉小路済子（一九歳）に対抗して、少しでも年齢差を縮めようとしたためではないだろうか」と考えている。和子は参仕して目々内侍と呼ばれたが、「抑目々内侍自「暁天」野狐付之、頗狂気云々」（『実隆公記』永正二・四・一）「禁中目々内侍今夜逐電云々」（同・同三・七・二八）と記されるところから見ても、精神的に不安定なところがあつたようである。ついで内侍の職にあつたか不明である。いずれにせよ大永七年に勾当内侍を選ぶ際に、和子の名は上がっていない。

済子の出仕は、代々の勾当内侍を輩出してきた高倉家・東坊城家双方にとつて軽視しえないものだった。しかし高倉・東坊城両家の思惑を越えて、結果として済子は、姉小路家出身として唯一の勾当内侍に就任したのである。

三、書写活動

第二節で述べたように、済子は室町時代後期の女性歌人として名を留めてはいるが、実際のところ彼女の詠歌は、確実なものは一首も残されていない。済子が才を認められていたのは確かだが、それを証する事蹟はあるのだろうか。

卿内侍・姉小路濟子が文学史に残した足跡というのは、どのようなものだったのだろうか。

濟子の文学事蹟として確実に認めうるのは、古典の書写である。濟子の書写活動については、井上宗雄¹⁵と宮川葉子¹⁶がまとめている。濟子の書写活動に関する記事を挙げる。

①『実隆公記』明応六年（一四九七）五月二十六日条

姉小路羽林来、自禁裏仰宰相息女被書御草子、「ちらぬ桜、銘トハズガタリ」、件御草子出現所持来也。則令進上¹⁷了。

②『実隆公記』明応六年八月二十二日条

及晩参内、依当番也、於議定所数刻御雑談、仮名草子「とはずがたり」、校合事被仰之、仍於殿上与園宰相¹⁸読合了。

③『実隆公記』永正三年（二五〇六）十月十七日条

新拾遺集書写事詠持明院前宰相。新任弁官愚抄書写事詠右大弁。积家官班記令書西室。大和物語申新内侍局。④『実隆公記』永正七年（二五一〇）六月一日条

花鳥余情二册詠申内府、水鏡詠卿内侍。

⑤『再昌草』永正九年（一五二二）四月十二日条¹⁹

卿内侍局に、水鏡をあつらへて、久しくかきもいだされざりしかば、おどろかすとして

月日のみうつるもかなし水鏡いつ手にとりてかげはみてまし（二二二二）

①は明応六年（一四九七）、濟子が十五歳の時のものだ。これは『とはすがたり』の書写・伝来の上からも注目されてきた記事だが、「御草子「ちらぬ桜、銘トハズガタリ」」が何を指すか問題となってきた。『実隆公記』文明七年（二四七五）十一月一日条によると、「号「知良奴桜」、大塔宮鍾愛之女、彼宮一期之間之事等書之」とあり、「ちらぬ桜」は、大塔宮護良親王の生涯について、宮に寵愛された女性が書いた物語だったらしい。芳賀幸四郎・山岸徳平は、「ちらぬ桜」と「とはすがたり」が同書であれ別書であれ、「とはすがたり」は銘だけを濟子が書いたものと推測しているが、松本寧至は、全文の書写を濟子が行い、銘を記したのは実隆だったと考えている。松本の説に従うと、「ちらぬ桜」の題で書写された書物を、大塔宮護良親王の物語と区別するため「とはすがたり」の銘を実隆が記したとも考えられる。いずれにせよ、この書写は後土御門天皇の命によるものだった。その後、②の記事により、『とはすがたり』の校合を、実隆が園基富と行ったことが知られる。

③は、永正三年（一五〇六）に、『大和物語』の書写を、当時新内侍だった濟子が命じられている。④は永正七年（一五二〇）に『水鏡』の書写を実隆が濟子に依頼しているが、⑤によると、二年後の永正九年になっても『水鏡』の書写が終えられていないため、実隆が濟子に和歌で督促したことが知られる。

①②③に挙げた濟子が書写した書籍は、書写本そのもの、および書承に濟子が関わっていることが判明するものは残されていないが、④は、宮内庁書陵部桂宮本（353—173）の親本が濟子の書写本であることが、奥書から知られる。²⁰

①⑤以外で、書写奥書が記す伝来の中に濟子が表れる資料として、井上宗雄が挙げる『勸修寺縁起』がある。『勸修寺縁起』は、別名『高藤公絵詞』ともいい、京都市山科区にある東密小野派の寺院・勸修寺の縁起だ。東京国立博物館本・群書類従本等の奥書には、以下のようにある。

右一冊、新内侍「基綱卿息女」健筆也。予令書写之、相替者也。

永正三年正月十四日

正三位行権中納言藤原朝臣宣秀

永正三年（一五〇六）当時、濟子は二十四歳。文龜元年（一五〇二）十月に内侍に任ぜられ、新内侍と呼ばれていた。濟子が卿内侍と呼ばれるようになるのは、前節に述べたように永正五年三月以後だから、奥書に矛盾は無い。濟子筆本を中御門宣秀が書写し、交換したという事情が記されている。

「健筆」という表現は、作品の執筆および書写のどちらにも用いる表現である。『大日本仏教全書 第九九卷解題三』（講談社、一九七八年）「勸修寺縁起」（林幹弥担当執筆）は、作者を濟子としているが、古典文庫第九九冊『中世神仏説話続』（古典文庫、一九五五年）の近藤喜博解説が指摘するように、『看聞御記』永享三年（一四三一）三月二十三日条に「弥益大領絵三卷「勸修寺縁起」と見えるので、これ以前に成立していたことが分かる。つまり濟子は『勸修寺縁起』の作者ではなく書写者ということになる。

中御門宣秀は当時三十八歳、実隆と同様に、和歌・連歌・和漢聯句御会の常連であり、後土御門から後柏原天皇時代の禁裏文芸を支えた公家の一人だった。宣秀から『勸修寺縁起』の書写を依頼され、宣秀自身の本と交換したという事情も、濟子が能筆であったこと、さらには書写を任せてもよいと判断される学識の持ち主であったことを示している。

四、筆跡資料

では、実際に済子の書写にかかる書物は残されているのだろうか。卿内侍を伝承筆者とする古典籍・古筆切が様々に残されているので、それらを検討したい。

留意せねばならないのは、「後柏原院内侍」または「後柏原院勾当内侍」「後奈良院勾当内侍」の筆者名についてである。後柏原天皇時代に内侍をつとめた女官は、済子だけではない。さらに、済子が勾当内侍に就任したのは、後柏原天皇没後、後奈良天皇時代だから、済子は「後柏原院内侍」「後奈良院勾当内侍」には該当するが、「後柏原院勾当内侍」には当てはまらない。

後柏原天皇時代に内侍だった女官の名と呼称を挙げると、東坊城松子（中内侍・勾当内侍・菅大納言典侍）・高倉継子（新内侍・藤内侍・勾当内侍）・済子（新内侍・宮内卿・卿内侍）・東坊城和子（目々内侍）・水無瀬具子（新内侍）・河鱸清子（新内侍）・下冷泉茂子（新内侍）がいる。また、「後奈良院勾当内侍」に該当するのは、大永六年（一五二六）四月二十九日の踐祚から翌七年九月に自身が没するまでは高倉継子、大永七年九月から天文十二年（一五四三）一月に典侍に任じられるまでは済子、天文十二年一月から弘治三年（一五五七）天皇讓位までは高倉量子だった。

『明翰抄』には「女筆」として、後小松天皇から後奈良天皇時代の勾当内侍を記しているのだが、卿内侍は別に立てられている点に注目される。筆者名を「後柏原院内侍」「後奈良院勾当内侍」とするものと「卿内侍」は、別の筆だと考えられていたと判断される。それゆえ以下、「卿内侍」と記すものに限定して示す。

なお、代々の勾当内侍が「女筆」として取り上げられていることに注目される。先述したように、『明翰抄』には「女筆」として、後小松天皇から後奈良天皇時代の勾当内侍が記される。無論、その時期の勾当内侍が誰であるか、個

人を比定することは可能だ。但し、伝承筆者として代々の「勾当内侍」を記すものは、果たして特定の個人を指しているのだろうか。天皇の意を伝達するために発給される女房奉書を作成したのは、主として勾当内侍だった。そのため、勾当内侍の筆跡は他の女性・女官に比して遥かに多く残ったと推測される⁽²²⁾。また職掌の面からも、能筆でなくては勤まらない任だった。それゆえ、その時代の女性の筆跡の代表として、代々の勾当内侍が挙げられたのではないかと考えておく。

では、管見に入った卿内侍筆と伝えられる書物・古筆を挙げる。無論、他にも存在することが予想され、さらには女房奉書として残っているものもあるだろうが、文学作品の範囲における現段階での調査として示しておく。

- ① 『古今和歌集』
- ② 杉下家所蔵『後撰和歌集』
- ③ 曼殊院蔵『千載和歌集』
- ④ 国文学研究資料館蔵『源氏小鏡』(サ4/84)
- ⑤ 大阪市立美術館蔵『新蔵人』
- ⑥ 蓬左文庫蔵『三条西家本 源氏物語』
- ⑦ 陽明文庫蔵『後柏原天皇宸筆其外寄合書 源氏物語』
- ⑧ 『須磨寺塔頭正覚院所蔵古筆貼交屏風』(後柏原院卿内侍 色紙)
- ⑨ 徳田和夫蔵古筆手鑑『残花帖』所載「扇の草子」断簡

①⑦は、書物として残されているものだ。一つずつ見てゆこう。

①は、『思文閣古書資料目録』第216号（二〇一〇年二月）に「袖珍本古今和歌集 全一帖」として掲載されているものであり、箱・表紙・冒頭・奥書の写真が収められている。奥書は三条西公条の加証奥書で、「此集、先朝勾当内侍「基綱卿女」筆跡也。一覽之次、為「後証」記之。永祿五孟秋下澣「称名野积」花押」とある。

②は『応永飛驒の乱600年記念誌 姉小路と廣瀬』（姉小路家・廣瀬家特別事業実行委員会、二〇一一年）に表紙・冒頭・奥書の写真が収められている。²³古川町指定文化財。同書によると、奥書は「右一冊者、姉小路基綱卿息女新典侍筆跡也。尤可「奇翫」者哉。為「後証」加「卑詞」而已／「花押」と書かれている。写真に付されている解説、及び同書所収の竹田雅文「姉小路と飛驒真宗——飛驒の真宗寺院と本願寺蓮如——」によると、花押は覚恕のものであり、極札にも「曼殊院宮覚恕法親王」と極書があるとのことだ。覚恕は後柏原天皇第二皇子で、曼殊院門跡第二十七代、後に天台座主第一六六世になる人物である。

③曼殊院蔵『千載和歌集』は、奥野高廣『皇室御経済史の研究』（初版・畝傍書房・一九三二年、復刻版・国書刊行会・一九八二年）四九一頁に以下のように紹介されている。

曼殊院には卿内侍筆の千載和歌集が現存する。外題には「（飛鳥井）惠雲院植家公筆」とあるが、後西天皇宸筆御附箋には「基綱卿女卿内侍筆、下卷雅綱卿筆歟、可（飛鳥井）見合、」と拝される。

井上宗雄『中世歌壇史の研究室町後期』（明治書院、初版・一九六一年、改訂新版・一九八四年）一五七頁にも、同様の記載がある。

④『源氏小鏡』の書誌情報は、国文学研究資料館・新日本古典籍総合データベース「書誌注記」によると、以下の通りである。

〈写〉見返しに「後柏原院卿内侍／源氏小鏡」の極札を貼付。〈形〉列帖装／布表紙／見返し絹地に南画風の絵（彩色）／元箱あり（破損）。〈般〉元箱表に「後柏原院卿内侍筆／源氏小鑑／二冊」とあり。

⑤『新蔵人』については、後述する。

⑥は、宮川葉子『源氏物語の文化史的研究』（風間書房、二〇〇七年）第二章第一節「蓬左文庫蔵『三条西家本源氏物語』成立の事情」に詳しい紹介と考察がある。付属されている三種の筆者目録のうち、慶長三年（一五九八）七月十一日の日付を持つ「源氏物語目録」は、葵巻の筆者を「故長橋局」とする。制作された享禄二年（一五二九）当時の勾当内侍は濟子である。

⑦は『源氏物語事典 下巻』（東京堂出版、一九六〇年）大津雄一「諸本解題」に「陽明文庫蔵後柏原院勅筆源氏物語」として立項されている。付属する筆者目録には、篝火巻の筆者は「故長橋 基綱女」、常夏・藤袴・鈴虫三巻の筆者は「故長橋局」であると記されている。⑦については別稿で詳しく検討する。

⑧は、『須磨寺塔頭正覚院所蔵古筆貼交屏風』（ジュンク堂書店、一九八八年）に写真が収められている。「われなからさもとかしき心かな思はぬ人かなにかこひしき」一首を散らし書きにした色紙である。

⑨は安原眞琴『『扇の草子』の研究——遊びの芸文』（ベリかん社、二〇〇三年）第三部第一章第三節「書誌と解説」に「養心かと思われる極札に「後柏原院卿内侍」とある」と記されている。『思文閣古書資料目録』第149号（一九九六年四月）に写真が掲載されている。

これらの筆跡は同一でない。いずれが濟子の筆跡として信憑性が高いのかは、後述する。

①から⑨の中で、近年注目を集めたものとして、⑤大阪市立美術館蔵『新蔵人』がある。阿部泰郎監修、江口啓子・鹿谷祐子・玉田沙織編『室町時代の少女革命『新蔵人』絵巻の世界』（笠間書院、二〇一四年）によって本文が刊行

された絵巻である。江口啓子による解説を挙げる（傍線、引用者）。

絵巻を収める箱も現在は新調されているが、以前の箱も蓋のみ伝わる。以前の箱は漆塗りで、蓋の表には「後柏原院内侍御筆 絵草紙 全式巻」と墨書されており、側面には「後柏原院卿内侍畫巻物詞之共一筆栄札」と記された貼紙があった。さらに極め札が一通添えられており、札の包み紙には「後柏原院卿内侍筆画巻物也古筆極札 一」とある。中の極め札には包み紙とは別筆で、「後柏原院卿内侍（なかもかし）（琴山印）」とある。（中略）卿内侍は教養もあり、文化的活動にも積極的に参加しているような人物であった。こうした筆者伝承は信憑性に乏しい場合が多いものの、『新蔵人』の筆者としては十分に可能性がある。

傍線を付したように、江口は卿内侍の真筆であるかどうかは判断を避けつつ、引用文の後、作品の作者層・享受者層に関する問題へと展開している。筆者伝承に関して、卿内侍の筆跡であるかどうかの判断を保留する理由は、伝承筆者として卿内侍の名が付されていても、それが真筆かどうかを判断する上で、基準となる確実な済子の筆跡資料がこれまで知られていなかったからである。

先に示した資料で、済子の筆跡である信憑性が最も高い資料は、①②の二書である。いずれも済子の同時代人である三条西公条と覚恕法親王の加証奥書を有する。

済子は天文十二年（一五四三）に六十一歳で亡くなっている。①の加証奥書を公条が書いた永祿五年（一五六二）は、済子が没して十九年後のことではあるが、公条は済子と同時代に宮廷で活躍した人物である。済子は文明十五年（二四八三）生まれ、公条は文明十九年（二四八七）生まれで、年齢も近く、父親の基綱・実隆も親しかった。また、

卿内侍筆『古今和歌集』（思文閣古書資料目録より転載）

後柏原天皇・後奈良天皇の御世、和歌・連歌・和漢聯句の禁裏御会の常連であり、さらには天皇から和歌・連歌に関する相談を受けていた公条は、勾当内侍・濟子の書いた女房奉書を日常的に目にしていただけと推測される（『実隆公記』紙背文書に、実隆宛の女房奉書が数多く残されていることも証左となる）。濟子の筆跡に実際に接していた公条の加証奥書は、信頼できるものと判断される。それゆえ、①が濟子の筆跡資料の基準になりうるものと考えられる。

なお、②の覚恕の加証奥書が付された年代は不明であるが、濟子を「新典侍」と記していることから、濟子が典侍に任ぜられた天文十二年（一五四三）正月以後のものであると判明する。但し、濟子が典侍に任ぜられたのは、病による辞任にあたって、多年の功勞を賞しての昇進であり、同年三月七日には病により没しているから、加証奥書は濟子の没後に付されたものである可能性が高い。覚恕は、大永元年（一五二一）または永正十二年（一五一一）生まれ、天正二年（一五七四）に没しているから、濟子が典侍となった一五四三年から覚恕が没する一五七四年の間に書かれた加証奥書であるという他は分からない。②に

ついでには、前掲書『応永飛驒の乱600年記念誌 姉小路と廣瀬』に掲載されている写真が小さく判断しづらいのであるが、①の筆跡と同一であるように見える。

①を済子の筆跡であるとするならば、④⑤⑧⑨は明らかに別筆である。⑥⑦は似ていると思われるが、筆跡が同一かどうかは今後詳細に検討して、慎重に判断したい。

結びに

勅撰和歌集撰集の期待が無くなり、女性歌人が宮廷においてその存在意義を失ってしまった時代にあっても、和歌は必須の教養として女性にも詠まれ続けた。一五〇〇年代の女性の和歌は、戦国武将の妻のものが断片的に残されている⁽²⁴⁾。一方で、宮廷に仕える後宮女官の和歌は、当代を代表する女性知識人であると目される卿内侍であっても、残されていないのが現状である。和歌が残されていない以上、卿内侍を「歌人」と位置づけてよいかどうか難しいところではある。

陽明文庫蔵の作者未詳歌集の表紙に「キヤウ内侍ノ歌歎」と記されたのは、卿内侍・姉小路済子が女性知識人の代表だったからだと推測される。『新蔵人』についても同様だ。同じく後宮女官の名が作者または筆写者として挙げられる例として、後土御門院勾当内侍・四辻春子⁽²⁵⁾がいる。春子は『はにふの物語』の作者と目され⁽²⁶⁾、また中野実蔵『白描源氏物語絵巻』の筆写者と伝えられる⁽²⁷⁾。室町時代後期の後宮女官で、このように名が上がる人物は、四辻春子と姉小路済子に限定されている。勾当内侍という職掌が能筆かつ文章作成などの能力を必要としたものであり、さらにはその中においても突出していたのが、春子と済子だったと考えられる。

歴史分野において、近年、室町時代後期から戦国期にかけての後宮女官の研究が進んでいる⁽²⁸⁾。朝廷において後宮女

官がどのような役割を担っていたのか、后妃不在の後宮そして天皇家を支えてきた様が浮かび上がってきた。勾当内侍についても、吉野芳恵・脇田晴子・湯川敏治・松蘭斎の研究²⁹によって職掌や立場が明らかにされてきた。本稿の検討を通じて文学分野から付け加えるなら、勾当内侍とは、その職掌や立場から当代を代表する能書家・知識人であると思なされ、それゆえに当時の文学または書の分野において女性が登場する時に、伝承作者・筆者として名が挙がる存在だった。後宮女官としては勾当内侍より上位の官職に上臈や大納言典侍があっても、彼女たちではなく「勾当内侍」が伝承作者・伝承筆者としてたびたび登場するのは、春子・済子の個人的な能力・学識も無論あるが、「勾当内侍」という職が喚起させる才女のイメージも大いに働いたものと推測される。

そして、室町時代末期の朝廷における後宮女官の文学活動を考える上で、具体的に名が伝えられるのは、文学作品の書写である。⁽³⁰⁾換言すれば、後柏原天皇期以後の後宮女性には、当該期の女性知識人の代表である卿内侍・姉小路済子でさえ、文学作品の書写の上には具体的な活動を辿れないのが実情だ。本稿で取り上げた以外にも、卿内侍の書写本や筆跡資料は残されているだろう。そうした資料の博搜は今後の課題となるが、本稿では管見に入ったものを紹介し検討した。今後は①『古今和歌集』の筆跡を基準として済子の筆跡を判断し、その書写活動を実物に即して検討してゆくことが必要となる。

引用本文は、以下に依る。『実隆公記』…続群書類従刊行会大洋会、『二水記』…大日本古記録(山岩波書店)、『再昌草』…新編私家集大成(古典ライブラリー)、『看聞御記』『禁秘抄』『明翰抄』…群書類従

注

- (1) 井上宗雄「室町期の女流作家」『日本女流文学史古代・中世篇』（同文書院、一九六九年）所収
- (2) 女性作品として『慈照院准后御集』（一四九〇年成立）が挙げられているが、慈照院准后は足利義政であるので、これは誤認である。
- (3) 拙稿「室町時代の女性歌人たち」『中世文学』60、二〇一五年六月。以下、「前稿」とはこの論文を指す。
- (4) 坂内泰子「近世和歌御会における女性の詠進復活に関する一考察」『国語と国文学』66—3、一九八九年三月
- (5) 武井和人『中世和歌の文献学的研究』（笠間書院、一九八九年）第4章第1節「私家集末尾に勅撰集による補遺を加へるといふこと——勅撰集の終焉——」
- (6) 井上宗雄『中世歌壇史の研究室町後期』（明治書院、初版・一九六一年、改訂新版・一九八四年）第三章5「公家歌人」二四九頁
- (7) 濱口博章「キャウ内侍歌歟」『和歌史研究会会報』19・20、一九六五年（二月）、井上宗雄「女流文学の衰退と「キャウ内侍歌歟」『和歌史研究会会報』44、一九七二年（二月）
- (8) 注（1）井上論文参照
- (9) 吉野芳恵「室町時代の禁裏の女房——勾当内侍を中心として——」『國學院大学大学院紀要（文学研究科）』13、一九八一年）、脇田晴子『中世女性史の研究——性別役割分担と母性・家政・性愛——』（東京大学出版会、一九九二年）第3章「中世女性の役割分担——勾当内侍・販女・勸進比丘尼——」
- (10) 松園斉『中世禁裏女房の研究』（思文閣出版、二〇一八年）第一部第一章三「勾当内侍——その成立について——」
- (11) 奥野高廣『皇室御經濟史の研究』（歎徳書房、一九三二年）第四章「室町時代の皇室御經濟運用機関」
- (12) 注（9）吉野論文
- (13) 注（10）松園著書第一部第五章二（三）「内侍」

(14) 注(10) 松蘭著書第一部第五章二(三)「内侍」

(15) 注(6) 井上著書第二章5「公家歌人」一五六〜七頁

(16) 宮川葉子『三条西実隆と古典学』(風間書房、初版・一九九五年、改訂新版・一九九九年) 第二部第四章第三節「古典籍への広がり」

(17) ちなみに注(6) 井上著書一五七頁は「実隆記同日の条によると「内侍所望色帟後拾遺哥後拾遺之後拾遺卅六枚染筆」とあり、卿内侍の染筆所望に比べると共に、こちら側の望みを催促したのであろう」と記すが、『実隆公記』によると「内府所望」となっており、内大臣は三条実香である。

(18) 芳賀幸四郎『東山文化の研究』(河出書房、一九四五年) 所収「公家社会の教養と世界観——室町中期における古典主義運動の展開——」、『桂宮叢書第十五卷』(養徳社、初版・一九五〇年、増訂再版・一九五七年) 山岸徳平「とはすがたり解題」

(19) 松本寧至『とはすがたりの研究』(桜楓社、一九七一年) 第四章『とはすがたり』(伝本考)

(20) 益田宗「水鏡——異本系諸本の成立——」(『国語と国文学』36—9、一九五九年九月)。同論文によると、桂宮本の奥書に「此水鏡申請大慈光院南御所 妙善院殿、御本一御物也、借卿掌侍故中納言筆、令書写一可三秘藏之。／永正第九後四月十六日 古槐散木判／一反読合直付不体一可一勘決一而已」とある。これによると、⑤の督促の直後に済子は書写を終えたいらしい。

(21) 管見に入った「後柏原院内侍」、そして参考までに「後柏原院勾当内侍」を伝承筆者とする資料を挙げる(後奈良院勾当内侍筆の資料は管見に入らない)。

1、天理大学附属天理図書館蔵『伊勢物語』(913・32/イ9)

2、天理大学附属天理図書館蔵『伊勢物語』(913・32/イ33)

3、佐々木勇蔵蔵「伝後柏原院勾当内侍」短冊

4、伝後柏原院内侍筆白描住吉物語絵断簡(個人蔵)

1は『天理図書館稀書目録』に「なほ別に題簽を添へ「伊勢物語後柏原院内侍 外題 慈光院」なる牛庵の極札あり」とあるが、現在、極札は付

されておらず、確認できない。天理図書館によると、紛失の可能性が高いとのことである。

2は前遊紙表に「後柏原院勾当内侍」の紙片を貼付する。

3は『短冊優品展Ⅰ——中世から江戸初期——』（岸和田市立郷土資料館、二〇〇一年）にC43として写真が収載されている。「またもこん春は久しき枝の花ちるともしはしかはかりのこせ」の一首を記した打疊の短冊一枚である。短冊に作者名は記されていない。

4「白描住吉物語絵断簡」は、『秋の特別展 国文学と古筆』図録（春日井市道風記念館、二〇〇四年）所収の断簡である。

(22) 小松茂美『日本書流全史上』（講談社、一九七〇年）Ⅷ8「女筆」は、室町時代の女筆の特色として女房奉書を挙げている。

(23) 口頭発表の際、幾浦裕之氏からご教示を受けた。

(24) 長澤美津『女人和歌大系第四巻』（風間書房、一九七二年）第三篇「女性歌の断層」

(25) 四辻春子の筆跡資料については、石澤一志が「文明十二年九月着到和歌をめぐって」（和歌文学会第一二一回関西例会、二〇一六年七月九日於奈良大学）・「室町後期の女房歌人の筆跡——「旧院上臈」と「勾当内侍」をめぐって」（二〇一七年度中世文学会秋季大会、二〇一七年十一月五日於和歌山大学）において検討している。

(26) 市古貞次『未刊中世小説解題』（樂浪書院、一九三二年）は四辻春子が作者であるとするが、伊藤千世『はにふの物語』について、『愛知淑徳大学国語国文』19、一九九六年三月）は春子作者説に疑義を呈している。

(27) 宮川葉子『源氏物語受容の諸相』（青簡舎、二〇二一年）所収「白描源氏物語絵巻——後土御門院勾当内侍筆」

(28) 二〇〇〇年代以後に刊行された主な研究書を挙げると、注(10) 松蘭著書、神田裕理『宮廷女性の戦国史』（山川出版社、二〇二二年）などがある。

(29) 注(9) 吉野論文、注(9) 脇田著書、湯川敏治「戦国期の女官と女房奉書——『守光公記』に見る長橋局を中心に——」（『女性史学』15、二〇〇五年）、注(10) 松蘭著書

(30) なお、管見に入った後宮女官による書写本に、第二節に挙げた新内侍・高倉茂子（冷泉為孝女）筆の『伊勢物語』がある。天

理大学附属天理図書館蔵（913・32―イ2）で、左記の天文十二年（一五四三）公条奥書を持つ。

此物語新内侍「冷泉前中納言為孝卿息女」筆跡也。於伝并勘物者西室僧正「公順」筆也。尤可_レ為「奇珍」一見之次聊記_レ之。

天文十二年孟秋上澣右大臣_{花押}

なお、伝と勘物を書いた西室僧正・公順は、公条の兄にあたる。

〔付記〕本稿は、和歌文学会例会における口頭発表「卿内侍（姉小路濟子）の筆蹟資料——陽明文庫蔵「後柏原院宸筆其外寄合書『源氏物語』をめぐって——」（二〇二二年五月二十八日オンライン開催）の前半に基づいて成稿したものである。発表の席上で貴重なご意見・ご教示を賜った先生方に厚く御礼申し上げます。

（本学教授）